

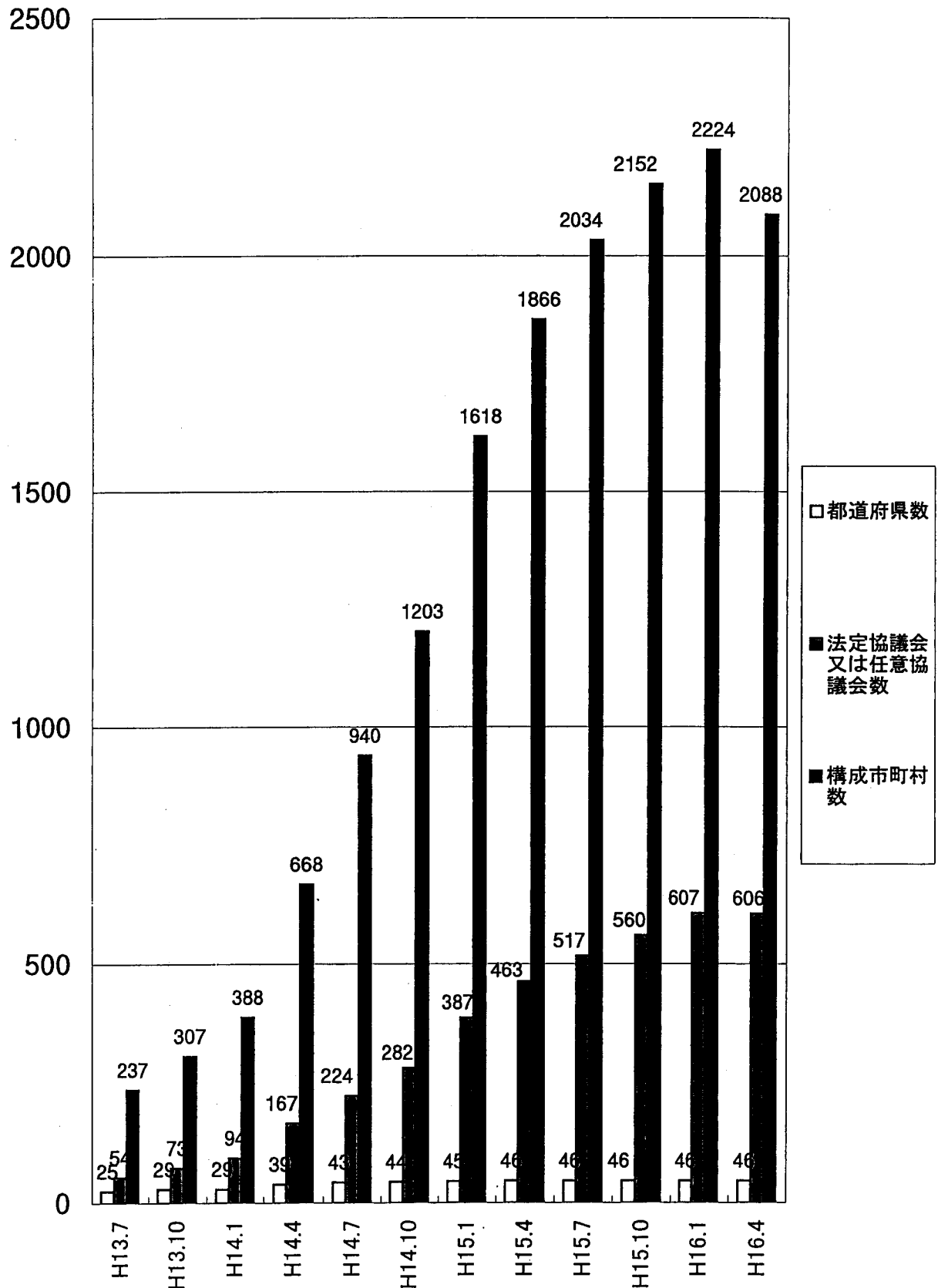
市町村合併関係資料

平成16年6月
総務省自治行政局

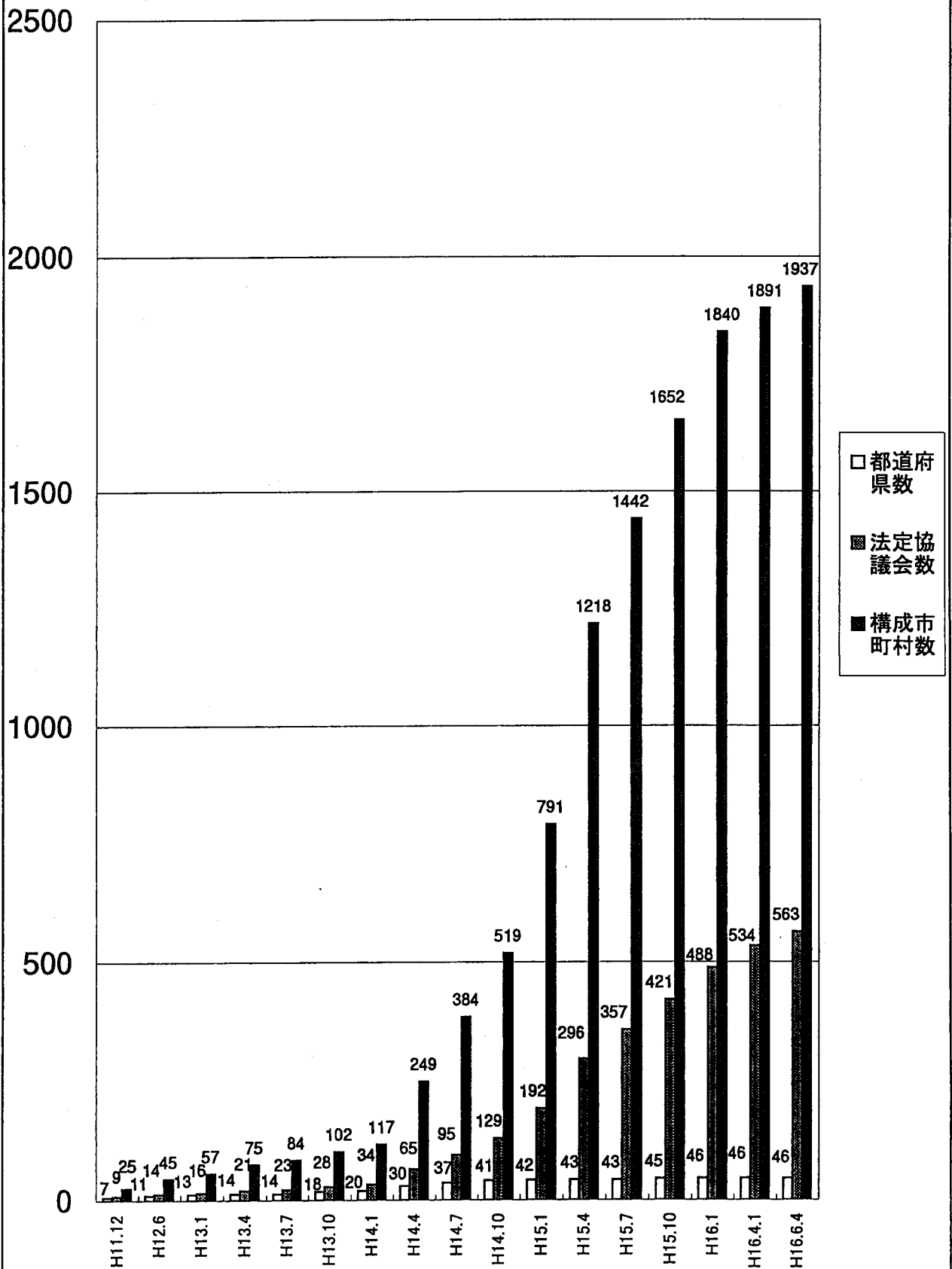
目 次

○ 法定協議会又は任意協議会の設置数の推移	1
○ 法定協議会の設置数の推移	2
○ 全国の法定協議会への参加状況	3
○ 昭和60年度以降の合併の状況	4
○ 今後の合併予定市町村	6
○ 少子高齢社会の進展	8
○ 地方分権推進についての動き	9
○ 小規模市町村の行政事務の執行状況	10
○ 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」 （昭和40年法律第6号）の概要	12
○ 合併協議会の運営の手引-市町村合併法定協議会運営マニュアル-	16
○ 第27次地方制度調査会 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の概要について	18
○ 市町村の合併の特例等に関する法律について	24
○ 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律について	25
○ 地方自治法の一部を改正する法律について	26
○ 新旧市町村合併法比較表	28
○ 地域自治区・合併特例区制度	29
○ 合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ	30
○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）	31
○ 平成16年度地方財政計画のポイント	34
○ 平成16年度地方財政対策関係資料（抄） 交付税の改革	36
市町村合併推進	38

法定協議会又は任意協議会の設置数の推移



法定協議会の設置数の推移



全国の法定協議会への参加状況

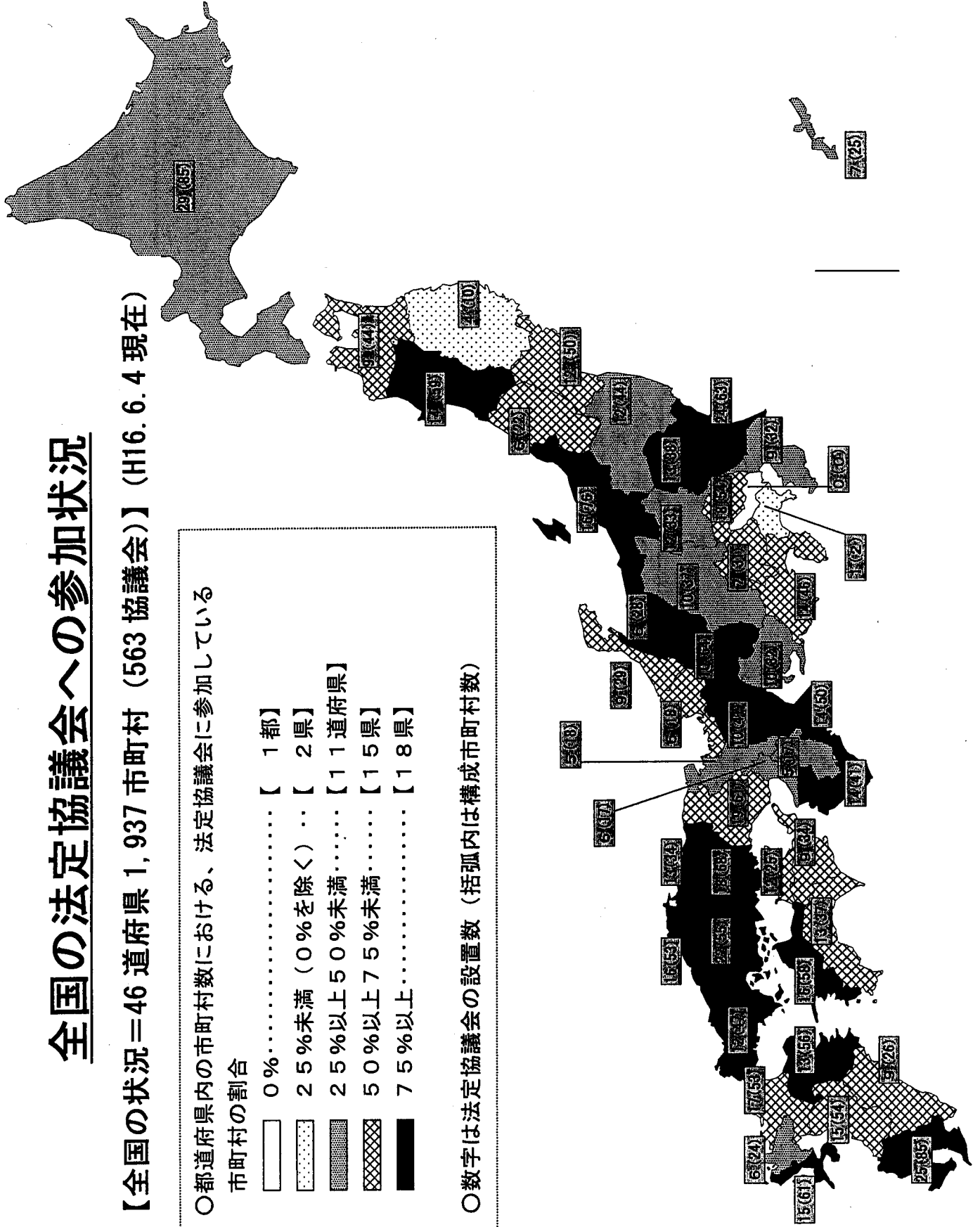
【全国の状況＝46 道府県 1,937 市町村 (563 協議会)】 (H16.6.4 現在)

○ 都道府県内の市町村数における、法定協議会に参加している

市町村の割合

- 0% 【 1 都】
- 25%未満 (0%を除く) .. 【 2 県】
- 25%以上50%未満..... 【11 道府県】
- 50%以上75%未満..... 【15 県】
- 75%以上..... 【18 県】

○ 数字は法定協議会の設置数 (括弧内は構成市町村数)



昭和60年度以降の合併の状況

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	藤橋村(岐阜県)	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、泉市	編入
	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、北部町	編入
	熊本市	熊本市、河内町	編入
	熊本市	熊本市、飽田町	編入
	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	編入
平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿嶋市、大野村	編入
平成7年9月1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市	篠山市、西紀町、丹南町、今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市	田無市、保谷市	編入
平成13年4月1日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	編入
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	久米島町	仲里村、具志川村	編入
平成14年11月1日	つくば市	つくば市、荃崎町	編入
平成15年2月3日	福山市	福山市、内海町、新市町	編入
平成15年3月1日	南部町	南部町、富沢町	編入
	甘日市	甘日市市、佐伯町、吉和村	編入
平成15年4月1日	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	編入
	神流町	万場町、中里村	編入
	南アールプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、檜形町、甲西町	新設
	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設
	静岡市	静岡市、清水市	編入
	呉市	呉市、下蒲刈町	編入
	大崎町	大崎町、東野町、木江町	編入
	かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	編入
	新居浜市	新居浜市、別子山村	編入
	宗像市	宗像市、玄海町	編入
	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設
平成15年4月21日	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
平成15年5月1日	瑞穂市	穂積町、巢南町	新設
平成15年6月6日	野田市	野田市、関宿町	編入
平成15年7月7日	新発田市	新発田市、豊浦町	編入
平成15年8月20日	田原市	田原町、赤羽根町	編入
平成15年9月1日	千曲市	更埴町、上山田町、戸倉町	編入
平成15年11月15日	富土河口湖町	河口湖町、勝山村、足和田村	新設
平成15年12月1日	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	新設
平成16年2月1日	飛騨市	古川町、河合村、宮川村、神岡町	新設
	本巣市	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	新設
平成16年3月1日	佐渡市	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	新設
	かほく市	高松町、七塚町、宇ノ気町	新設
	あわら市	芦原町、金津町	新設
	郡上市	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村	新設
	下呂市	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村	新設
	安芸高田市	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	新設
	対馬市	萩原町、美津島町、豊玉町、峰町、上原町、上対馬町	新設
	対馬市	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	新設
平成16年3月31日	上天草市	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	新設

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年4月1日	阿賀野市 東御市 伊豆市 御前崎市 京丹後市 養父市 三次市 府中市 呉市 四国中央市 西予市	安田町、京ヶ瀬村、水原町、世神村 北御牧村、東部町 修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町 御前崎市、浜岡町 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町 八鹿町、養父町、大屋町、関宮町 三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町 府中市、上下町 呉市、川尻町 川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町 明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	新設 新設 新設 新設 新設 新設 新設 編入 編入 編入 新設 新設
計		217	編入27 新設44

市町村合併の実績（平成11年度～平成16年度）

- 平成11年度（1件） 3232 ⇒ (Δ3) ⇒ 3229
篠山市（兵庫県）
- 平成12年度（2件） 3229 ⇒ (Δ2) ⇒ 3227
新潟市（新潟県）、西東京市（東京都）
- 平成13年度（3件） 3227 ⇒ (Δ4) ⇒ 3223
潮来市（茨城県）、さいたま市（埼玉県）、大船渡市（岩手県）
- 平成14年度（6件） 3223 ⇒ (Δ11) ⇒ 3212
さぬき市（香川県）、久米島町（沖縄県）、つくば市（茨城県）、福山市（広島県）、南部町（山梨県）、廿日市市（広島県）
- 平成15年度（30件） 3212 ⇒ (Δ80) ⇒ 3132
加美町（宮城県）、神流町（群馬県）、南アルプス市（山梨県）、山県市（岐阜県）、静岡市（静岡県）、呉市（広島県）、大崎上島町（広島県）、東かがわ市（香川県）、新居浜市（愛媛県）、宗像市（福岡県）、あさぎり町（熊本県）、周南市（山口県）、瑞穂市（岐阜県）、野田市（千葉県）、新発田市（新潟県）、田原市（愛知県）、千曲市（長野県）、富士河口湖町（山梨県）、いなべ市（三重県）、飛騨市（岐阜県）、本巢市（岐阜県）、佐渡市（新潟県）、かほく市（石川県）、あわら市（福井県）郡上市（岐阜県）、下呂市（岐阜県）、安芸高田市（広島県）、対馬市（長崎県）、壱岐市（長崎県）、上天草市（熊本県）
- 平成16年度（11件）
阿賀野市（新潟県）、京丹後市（京都府）、三次市（広島県）、東御市（長野県）、府中市（広島県）、呉市（広島県）、四国中央市（愛媛県）、西予市（愛媛県）、伊豆市（静岡県）、御前崎市（静岡県）、養父市（兵庫県）

これらにより、現在の市町村数は3100に。

今後の合併予定市町村

平成16年4月19日現在

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年7月1日	青森県	五戸町 (ごのへまち)	五戸町、倉石村	編入
平成16年8月1日	長崎県	五島市 (ごとうし)	福江市、富江町、 玉之浦町、三井楽町、 岐宿町、奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町 (しんかみごとうちょう)	若松町、上五島町、 新魚目町、有川町、 奈良尾町	新設
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町 (くまこうげんちょう)	久万町、面河村、美 川村、柳谷村	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市 (かいし)	竜王町、敷島町、双 葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町 (ことうらちょう)	東伯町、赤碕町	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町 (あいなんちょう)	内海村、御荘町、 城辺町、一本松町、 西海町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市 (こうかし)	水口町、土山町、甲 賀町、甲南町、信楽 町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市 (よしのがわし)	鴨島町、川島町、山 川町、美郷村	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市 (かつらぎし)	新庄町、当麻町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市 (ななおし)	七尾市、田鶴浜町、 中島町、能登島町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町 (せらちょう)	甲山町、世羅町、世 羅西町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町 (みなべちょう)	南部川村、南部町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町 (すおうおおしまちょう)	久賀町、大島町、東 和町、橘町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市 (やすぎし)	安来市、広瀬町、伯 太町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市 (しまし)	浜島町、大王町、志 摩町、阿児町、磯部 町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町 (ゆりはまちょう)	羽合町、泊村、東郷 町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市 (やすし)	中主町、野洲町	新設
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市 (うおぬまし)	堀之内町、小出町、 湯之谷村、広神村、 守門村、入広瀬村	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市 (ほくとし)	明野村、須玉町、高 根町、長坂町、大泉 村、白州町、武川村	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町 (みさとちょう)	六郷町、千畑町、仙 南村	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市 (たんばし)	柏原町、氷上町、青 垣町、春日町、山南 町、市島町	新設

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年11月5日	広島県	神石高原町 (じんせきこうげんちょう)	油木町、神石町、豊松村、三和町	新設
平成16年12月5日	群馬県	前橋市 (まえばしし)	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	編入
平成17年1月1日	熊本県	芦北町 (あしきたまち)	田浦町、芦北町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市 (みなみあわじし)	緑町、西淡町、三原町、南淡町	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市 (みとし)	水戸市、内原町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市 (さいきし)	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	新設

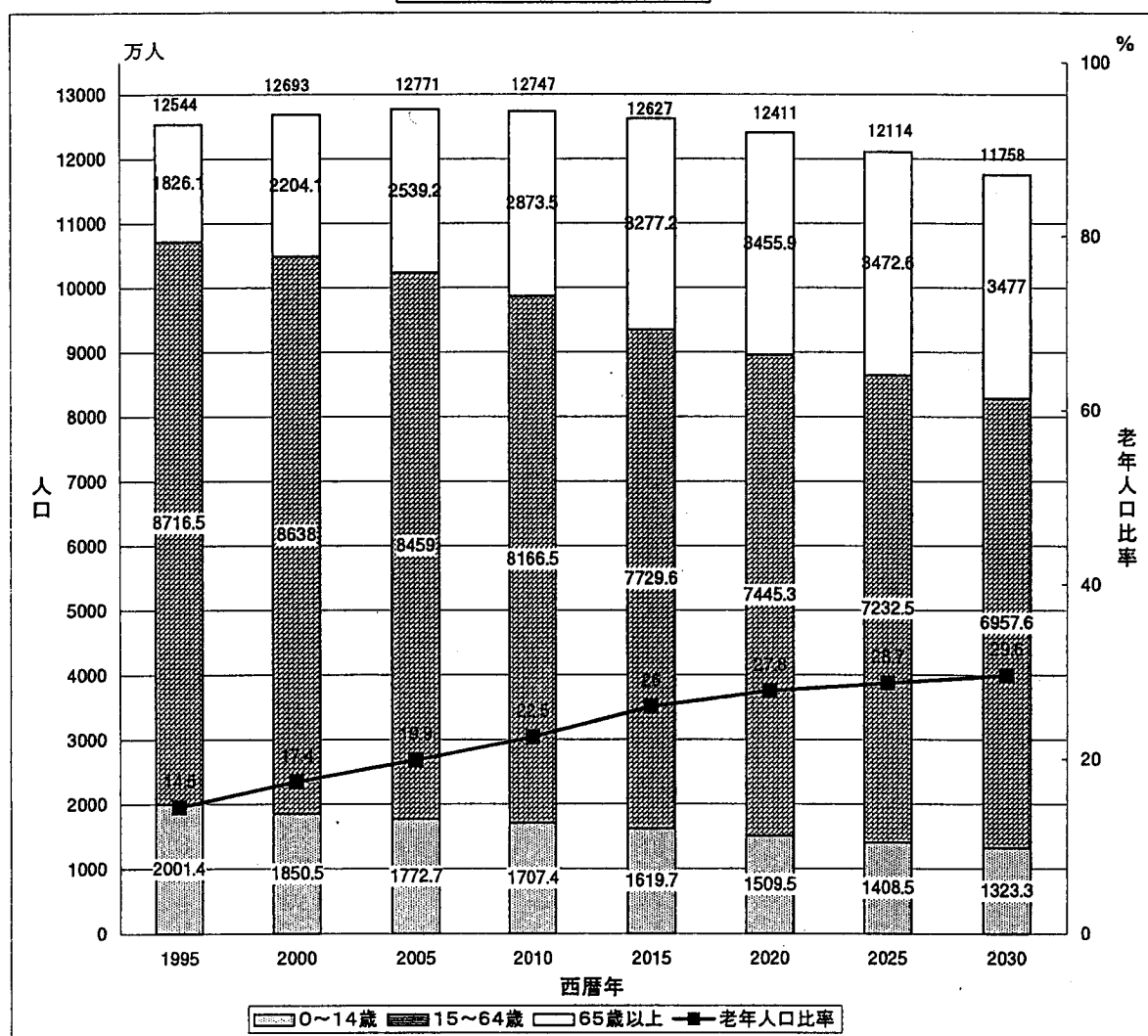
少子高齢社会の進展

全国の総人口は2030年には1995年に比べ6%減になることが予想される。

0歳から14歳までの年少人口は年々減少し、2030年には1995年に比べ30%の減になることが予想される。

65歳以上の老年人口の割合は年々高まり、1995年には15%であるものが、2030年には30%になることが予想される。

将来推計人口（全国）



出典

「都道府県の将来推計人口」平成14年1月 国立社会保障・人口問題研究所
 但し、1995年については、「平成7年国勢調査最終報告書 日本の人口」（総務省統計局）によった。


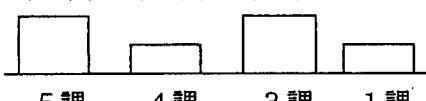
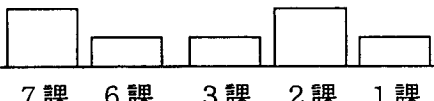

地方分権推進についての動き

- 平成 5年 6月 3日 **地方分権の推進に関する決議（衆議院）**
 6月 4日 **地方分権の推進に関する決議（参議院）**
- 10月27日 第三次行革審最終答申【「規制緩和」と「地方分権」に重点】
- 6年 9月26日 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）
- 11月22日 地方分権の推進に関する答申（第24次地方制度調査会）
- 12月25日 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
- 7年 4月 1日 → **市町村合併特例法の改正の施行**
 5月19日 **地方分権推進法成立**
 7月 3日 **地方分権推進法施行**
地方分権推進委員会発足
- 8年 3月29日 **地方分権推進委員会中間報告**
 12月20日 **地方分権推進委員会第1次勧告**
 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新たなルール、権限委譲 等
 国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ
- 9年 7月 8日 **第2次勧告**
 事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、**自治体の整備**、補助金・税財源 等
 → **市町村合併特例法の改正を含め、市町村合併の推進を勧告**
- 9月 2日 **第3次勧告** 地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）
- 10月 9日 **第4次勧告** 係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲 等
- 12月24日 機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等について
 の大綱
- 10年 5月29日 **地方分権推進計画閣議決定** → **市町村合併特例法の改正項目**
 11月19日 **第5次勧告**
- 11年 3月26日 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（地方
 分権一括法案）閣議決定
第2次地方分権推進計画閣議決定
- 3月29日 地方分権一括法案国会提出
- 7月 8日 **地方分権一括法成立**
- 7月16日 **地方分権一括法公布** → **市町村合併特例法の改正部分は即日施行**
- 12年 4月 1日 **地方分権一括法施行**
 5月12日 改正地方分権推進法成立【有効期間の1年延長】
 5月19日 改正地方分権推進法公布・施行
- 8月 8日 **地方分権推進委員会意見**
 監視活動の結果に基づく意見
- 11月27日 **地方分権推進委員会「市町村合併の推進についての意見」**
 合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進
 についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公
 開を通じた気運の醸成
 → **市町村合併特例法の改正項目を含めた市町村合併の推進についての意見**
- 12月 1日 行政改革大綱（閣議決定）
「地方分権の推進」の中の「市町村合併の推進」の項目において、「与党行
 財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1000を目標とす
 る』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進」と表現
- 13年 6月14日 **地方分権推進委員会最終報告**
 第1次地方分権改革の回顧、監視活動の結果報告と要請、地方税財源充実確
 保方策についての提言、**分権改革の更なる飛躍の展望**
 → **地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討**
- 6月29日 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令閣議決定
- 7月 2日 地方分権推進法失効
- 7月 3日 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令公布・施行
地方分権改革推進会議発足

小規模市町村の行政事務の執行状況

小規模市町村では、効率的な行政運営が行われにくく、専門的かつ高度なサービスを提供するために必要な人員や専門職の採用や確保が困難であり、より多様な個性ある行政施策の展開が難しくなっている。

小規模団体の組織・職員配置状況について（a町のケース（人口約3千））

課（部・係制はなし）	担当業務	備考
総務課（12名）	①庶務・行政（8名） ②企画・財政（4名） ③税務（4名） ④選挙（2名）	①～④のうち、 3分野を兼務する職員：2名 2分野を兼務する職員：2名 ・企画担当者（2名）は、企画を含め、それぞれ7事務、22事務を担当 ・法令担当者（1名）は、法令を含め22事務を担当 ・情報化担当者（1名）は、情報化を含め22事務を担当
住民課（6名）	戸籍、住民登録、国民健康保険、国民年金、福祉医療、環境衛生	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (1名) (2名) (1名) (2名)  ・女性政策担当者（1名）は、女性政策を含め5事務を担当
保健福祉課（6名）	社会福祉、民生児童、保健予防、介護保険	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (2名) (1名) (2名) (1名)  ・介護保険担当者（2名）は、介護保険を含め、それぞれ4事務、6事務を担当
建設課（8名）	一般土木・建築・公営住宅、農林土木、水産土木、水道	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (2名) (1名) (1名) (2名) (2名) 
産業課（8名）	農林業、水産業、商工観光業	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (2名) (1名) (2名) (2名)  (課長は総括のみ)

A県内市町村組織構成比較表

	人口	企画	情報	法令	女性	介護	
町	2,200	担当	担当	担当	担当	担当	
	3,300	担当	担当	担当	担当	担当	
	4,000	係	担当	担当	担当	担当	
	4,200	係	担当	担当	担当	係	
	4,500	係	担当	担当	担当	担当	
	5,000	係	担当	担当	担当	係	
	5,400	係	担当	担当	担当	係	
	5,400	係	担当	担当	担当	係	
	5,700	係	係	担当	担当	担当	
	5,900	担当	担当	担当	担当	係	
	6,100	担当	係	担当	担当	担当	
	6,300	係	係	担当	担当	係	
	6,800	担当	担当	担当	担当	担当	
	6,900	係	担当	担当	係	係	
	7,300	係	係	担当	担当	担当	
	8,100	係	係	担当	担当	担当	
	9,000	係	担当	担当	担当	担当	
	9,200	担当	担当	担当	担当	担当	
	9,300	担当	担当	担当	担当	担当	
	村	9,500	係	係	担当	担当	担当
9,600		係	担当	担当	担当	担当	
10,700		担当	担当	担当	担当	担当	
11,000		担当	担当	担当	担当	担当	
12,000		係	係	担当	担当	担当	
13,800		担当	担当	担当	担当	担当	
15,900		係	係	担当	担当	係	
16,300		係	担当	担当	担当	担当	
16,300		係	係	担当	担当	係	
16,500		係	係	担当	係	係	
17,700		係	係	担当	担当	係	
24,900		係	係	担当	担当	係	
31,500		係	担当	担当	担当	係	
市		23,900	係	担当	担当	係	係
		39,200	係	担当	担当	係	係
	53,800	係	係	担当	担当	係	
	55,900	係	係	担当	係	係	
	67,800	係	係	担当	係	係	
	74,000	係	係	係	担当	係	
	78,300	係	係	担当	担当	係	
	85,200	係	係	担当	係	係	
	94,400	係	係	担当	担当	係	
	94,700	係	係	担当	係	係	
190,200	係	係	係	係	係		

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和40年法律第6号）の概要

1 **趣旨**（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 **合併協議会**（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 **住民発議制度**（第4条、第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 **市町村建設計画**（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 **市となるべき要件の特例**（第5条の2、第5条の3）

合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

なお、市の全域を含む区域をもって行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会**（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 **地域自治区の設置手続等の特例**（第5条の5～第5条の7、附則第2条、附則第2条の2）

合併に際して、1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、

- ① 合併関係市町村の協議で設置を決定。
- ② 特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。
- ③ 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

8 **合併特例区**（第5条の8～第5条の39、附則第2条、附則第2条の3）

合併後の一定期間（5年以下で規約で定める期間）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例】地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長とを兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

② 権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

(6) 特定合併市町村の特例

特定合併市町村（平成11年7月16日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村）は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間（5年以下で定款で定める期間）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

9 **議会の議員の定数・在任に関する特例**（第6条、第7条）

(1) 新設合併の場合

① 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

② 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

① 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

② 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

10 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例**（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

11 **農業委員会の委員の任期等に関する特例**（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

12 **職員の身分の取扱い** (第9条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

13 **一部事務組合等に関する特例** (第9条の2～第9条の4)

合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体が、一部事務組合又は広域連合を組織している場合に、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合とすることができる。

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間(最大6月)、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす。

14 **地方税に関する特例** (第10条)

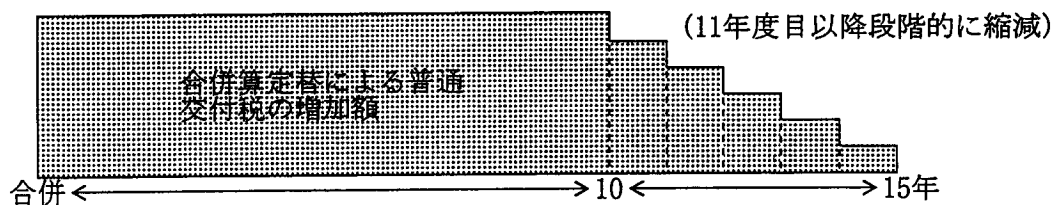
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、合併後五年間は、宅地並課税の適用を受けない市街化区域農地とみなす。

15 **地方交付税の額の算定の特例** (第11条)

(1) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



(2) 市町村の合併に伴い、臨時に増加する行政に要する経費について、地方交付税法に定める基準財政需要額の数値を補正して措置する。

16 **地方債の特例等** (第11条の2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- ① 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- ② 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

17 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第13条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

18 **流域下水道に関する特例** (第14条)

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

19 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例**（第15条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

20 **国、都道府県等の協力等**（第16条）

(1) 国の役割

- ① 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- ② 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- ① 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- ② 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- ③ 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

21 **合併協議会設置の勧告**（第16条の2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

22 **特別区に関する特例**（第17条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第11条及び第11条の2第2項）を除き、特別区にも適用される。

23 **罰則**（第18条～第20条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

地方公務員法の規定に違反して秘密を漏らした区長又は合併特例区の長に対して罰則が適用される。

24 **失効**（附則第2条）

この法律は、平成17年3月31日に失効する。ただし、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

【参考】過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）（平成12年法律第15号）上の合併特例

（平成12年4月1日から平成22年3月31日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第33条第2項）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

1 趣旨

この報告書は、市町村合併特例法の期限（平成17年3月）が迫る中、全国の市町村がこの期間内で合併協議を円滑に行えるよう、先進事例等を参考に、合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を示したものである。

2 内容

第1部 政策編（市町村長・議員を対象としたもの）

- ① 市町村合併は住民のために行うものであり、あらゆる観点から避けて通れない課題であることを指摘
- ② 合併のメリット・デメリット論への対応につき、具体的な事例を挙げて説明
- ③ 合併に対する心構え、リーダーシップの取り方、合併協議が円滑に進む場合・進まない場合等を解説
- ④ まず法定協議会の設置が先決でありその中で合併の是非を議論すべきであること、それを支える組織として幹事会・専門部会・分科会・事務局を設置すること、住民を合併協議会の委員とし会議は原則公開とすべきこと、職員の士気向上が重要で合併協議に職員全員が参加すべきこと等を指摘
- ⑤ 法定協議会においては、まず将来のまちの姿が住民に明らかになるよう市町村建設計画の策定から着手し、その案ができた後に、住民に説明の上、合併協定項目の協議に入る方法が適当である旨指摘
- ⑥ 合併協議会設置から合併実現までの期間の目安を22か月（合併協議準備2か月、市町村建設計画策定6か月、合併協定項目協議8か月、合併準備作業6か月）として設定（別添参照）
- ⑦ 市町村建設計画のポイントを解説
- ⑧ 合併協定の重要項目は、「基本4項目」として合併の方式・合併の期日・新市町村の名称・新市町村の事務所の位置であること、「時間を要する項目」として市町村議会議員等の任期等の取扱い、財産の取扱いであることを指摘
- ⑨ 合併後の人事について、事例を踏まえて解説
- ⑩ 合併前の駆け込み事業の抑制及び合併後の計画的な事業実施への注意喚起
- ⑪ 住民参加の強化・事業の重点実施・支所出張所の活用等による地域対策の必要性を指摘

第2部 実務編（市町村合併担当者を対象としたもの）

- ① 合併協議会・幹事会・専門部会・分科会・事務局の組織の立上げ方法、協議会の予算の立て方、事務の流れを説明するとともに、これに必要な規約例、書類様式等を添付
- ② 事務の流れについては、巻末のスケジュール表において、誰がいつ何をやるべきなのか、一カ月単位でチェックリスト的にあげており、これにしたがって事務を進めれば迅速かつ十分な協議が行えるように工夫
- ③ 市町村建設計画及び合併協定書の策定の留意事項等を挙げるとともに、標準型を項目ごとに解説。市町村建設計画及び合併協定書の具体例を資料として添付
- ④ 合併する場合の簡便な行財政シミュレーションの方法を紹介。住民説明会、住民意向調査、広報活動等の実施方法を事例を交えて解説し、住民意向調査の例を添付。都道府県及び都道府県知事の役割の重要性を強調。コンサルタントの活用方法を説明。都道府県をまたがる合併協議会の設置について説明。行財政支援措置を紹介

- ⑤ 合併の申請・決定手続について、都道府県の境界にわたる合併も含めて解説。合併協定調印から合併実現までの事務作業につき、予算調製、事務調整、電算システム変更、人事・組織体制、住民への対応、庁舎建設・改修、移転、式典等のやり方を説明。合併時の職務の暫定執行、暫定予算・条例・組織、決算、事務引継等を解説

このほか、各研究会委員のメッセージを第1部と第2部の間に挿入

3 研究会

① 期間・会議回数 平成13年1月から8月にかけて5回開催

② メンバー

先行して合併した関係地方公共団体の方々を中心に、合併推進会議委員である小西砂千夫教授に取りまとめをお願いし、下記のメンバーで構成。(座長以外50音順)

座長 小西砂千夫	関西学院大学大学院教授
上田多紀夫	篠山市公営企業部長
逢坂 郁夫	あきる野市企画課調整係長
宮沢 浩司	西東京市企画課主幹
吉川 博美	潮来町総務部総務課係長
若林 孝	新潟市広域行政課長

合併協議会設置から合併実現までの期間の目安

区分	期間	内容
(合併協議準備期) 【合併協議準備会】	(2か月)	協議会立上げ準備(スケジュール作成、組織立案、予算案作成、規約等議決等)
合併協議第Ⅰ期 【合併協議会事務局】	(6か月) (6か月目)	市町村建設計画案(将来構想)策定 (協議の状況を合併協議会設置請求者に通知、公表)
合併協議第Ⅱ期 【合併協議会事務局】	(8か月) (12か月目)	協定項目協議、市町村建設計画策定 (合併に関する具体的な判断材料を取りまとめ、公表)
合併準備期 【合併準備事務局】	6か月	合併準備作業(電算システム、人事・組織体制、条例・規則等の改正、住民相談、移転等)

第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成 15 年 11 月 13 日)の概要について

I 経緯

- 平成 13 年 11 月 19 日に内閣総理大臣から「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の基本構造」について諮問。
- 平成 15 年 4 月 30 日の総会で「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」をとりまとめ。
- 平成 15 年 11 月 13 日の総会で「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をとりまとめ、同日、内閣総理大臣に提出。

II 基礎自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

- 今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方にに基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。
- 地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、住民自治が重視されなければならない、住民や、コミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべき。

2 市町村をめぐる状況

- 国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況。また、少子高齢化の進行は、特に小規模な市町村により深刻な影響を与えており、これまでのような行財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。
- このような状況の中で、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに、できる限り成果があがる必要がある。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開していくことが肝要。

3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(1) 平成17年4月以降の合併推進の手法

- 現行の合併特例法の失効（平成17年3月31日）後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促す。新法は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべき。
- 現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当。
- 新法においては、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する構想を策定することとすべき。現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすることとすべき。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべき。

都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安とするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要。

- 都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間の合意形成に関するあっせん等により自主的な合併を進めることとすべき。都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には、市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討することが必要。

(2) 市町村合併に関連する多様な方策

- 合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において、地域共同的な事務等を処理するため、後述の地域自治組織制度を活用。

なお、合併後の一定期間、法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができる等の特例を設けることが適当。

- 都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべき。
- 都道府県知事が前記の構想に位置づけて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態において、市町村が自らの判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続によって市町村の合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要。
- 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要。
- また、上記の市町村について、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要。

4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

- 住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべき。
- 地域自治組織のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当。
- 地域自治組織には、地域協議会（仮称）、地域自治組織の長及び事務所を置く。

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任。

地域協議会の構成員は、原則として無報酬。

- 地域自治組織（一般制度）は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する。

区域をはじめ基本的な事項は、基礎自治体の条例で定める。

基礎自治体の長が地域協議会の構成員を選任するに当たっては、地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要。

- 特別地方公共団体とする地域自治組織は、合併協議の場において規約を定めることにより、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設置されることとし、その規約において、地域自治組織が処理する地域共同的な事務の範囲や地域協議会の構成員の選出方法等を定める。

地域協議会は予算等の決定権を有する。財源は、基礎自治体からの移転財源によることが原則。

Ⅲ 大都市のあり方

- 都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲が進められるべき。
- 条例による事務処理特例について、基礎自治体から事務権限の移譲を都道府県に積極的に求めることができる仕組みを導入することが適当。
- 指定都市については、現行の指定都市制度の大枠の中で、その権能を強化するという方向を目指すべき。その上で、大都市圏域全体で行政課題を解決することが求められる分野については、都道府県がこれに対応した調整の役割を果たすことが求められる。また、地域内分権化を図るため、各市の実情に応じ、地域自治組織の活用を図ることが期待される。
- 中核市・特例市については、少なくとも合併特例法の期限内においては現行の指定要件を維持し、その後の要件緩和について引き続き検討すべき。

Ⅳ 広域自治体のあり方

- 現行地方自治法上、都道府県の発意により合併手続に入ることができないことから、現行の手続に加えて、市町村合併の場合と同様に、関係都道府県が議会の議決を経て合併を申請し、国会の議決を経て合併を決定するといった規定を整備することが考えられる。
- 道州制（仮称）の導入は地方自治制度の大きな変革であり、国民的な意識の動向を見ながら、引き続き次期地方制度調査会において議論を進めることとするが、現時点では次のように考え方を整理。

① 基本的考え方

現行憲法の下で、広域自治体、基礎自治体の二層制を前提。道又は州（仮称）の制度及び設置手続は法律で定める。

- ・ 現在の都道府県を廃止し、より自主性、自立性の高い広域自治体として設置。

- ・ 道州制の導入に伴い、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化し、その多くの権限を地方に移譲。
- ・ 道州の長と議会の議員は公選。

② 役割と権限

ア 道州は、基礎自治体との適切な機能分担の下に圏域全体の視野に立った産業振興、雇用、国土保全、広域防災、環境保全、広域ネットワーク等の分野を担う。

イ 国の地方支分部局が持つ権限は、例外的なものを除き道州に移管。

ウ 国等の関与は必要最小限度とし、国、道州、基礎自治体相互間の新たな調整手続の整備を図る必要。

③ 道州の区域及び設置

ア 区域については、法律により全国を区分して定める考え方と都道府県側のイニシアチブを重視する考え方とがある。

イ 全国一斉に道州に移行する方法と一定の道州の要件に合致した場合に順次道州に移行する方法とが考えられる。

④ 税財政制度

自立性を高めることを原則、地方税の大幅な拡充、新たな財政調整の仕組みを検討。

⑤ 連邦制との関係

連邦制導入には憲法の根幹部分の変更が必要なこと、歴史的・文化的・社会的に一体性、独立性の高い連邦構成単位の存在が前提となること、といった問題があり、我が国の成り立ちや国民意識の現状から見て、連邦制は制度改革の選択肢としない。

市町村の合併の特例等に関する法律について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称を冠する。

※ 法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

- ① 合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。
- ② 合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮。

※人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例については、議員修正により追加。

(3) 市町村合併推進のための方策

- ① 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定
- ② 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。
- ③ 都道府県知事は、構想に基づき、
 - 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることができる。
 - 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
 - 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

(1) 合併特例区制度等の創設

「市町村合併の特例等に関する法律」で定める合併特例区制度等（P1(1)）は、現行合併特例法においても規定する。

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

(3) 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

(1) 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。

(法人格は有しない。)

- 地域協議会…地域の意見をとりまとめ行政に反映
- 区の事務所…市町村の事務を分掌

※合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

(2) 都道府県の自主的合併手続等の整備

① 都道府県合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要



(改正後) 都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きを追加する。

② 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要



(改正後) 編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する。

(3) 条例による事務処理特例の拡充

(現 行) 都道府県は、事務処理の特例に係る条例を定めて、都道府県知事に属する事務の一部を市町村に処理させることができる。

↓

(改正後) 市町村から都道府県に対して条例を定めることを要請できるよう規定を追加する。

(4) 収入役制度の改正

(現 行) 町村は、条例で収入役を置かず、町村長又は助役に事務を兼掌させることができる。

↓

(改正後) 政令で定める市（人口10万未満の市を想定）に拡大する。

(5) 議会の定例会の招集回数の自由化

(現 行) 議会の定例会は、年4回以内の条例で定める回数招集することとされている。

↓

(改正後) 回数に制限なく、条例で定める回数招集することとする。

(6) 財務会計制度の改正

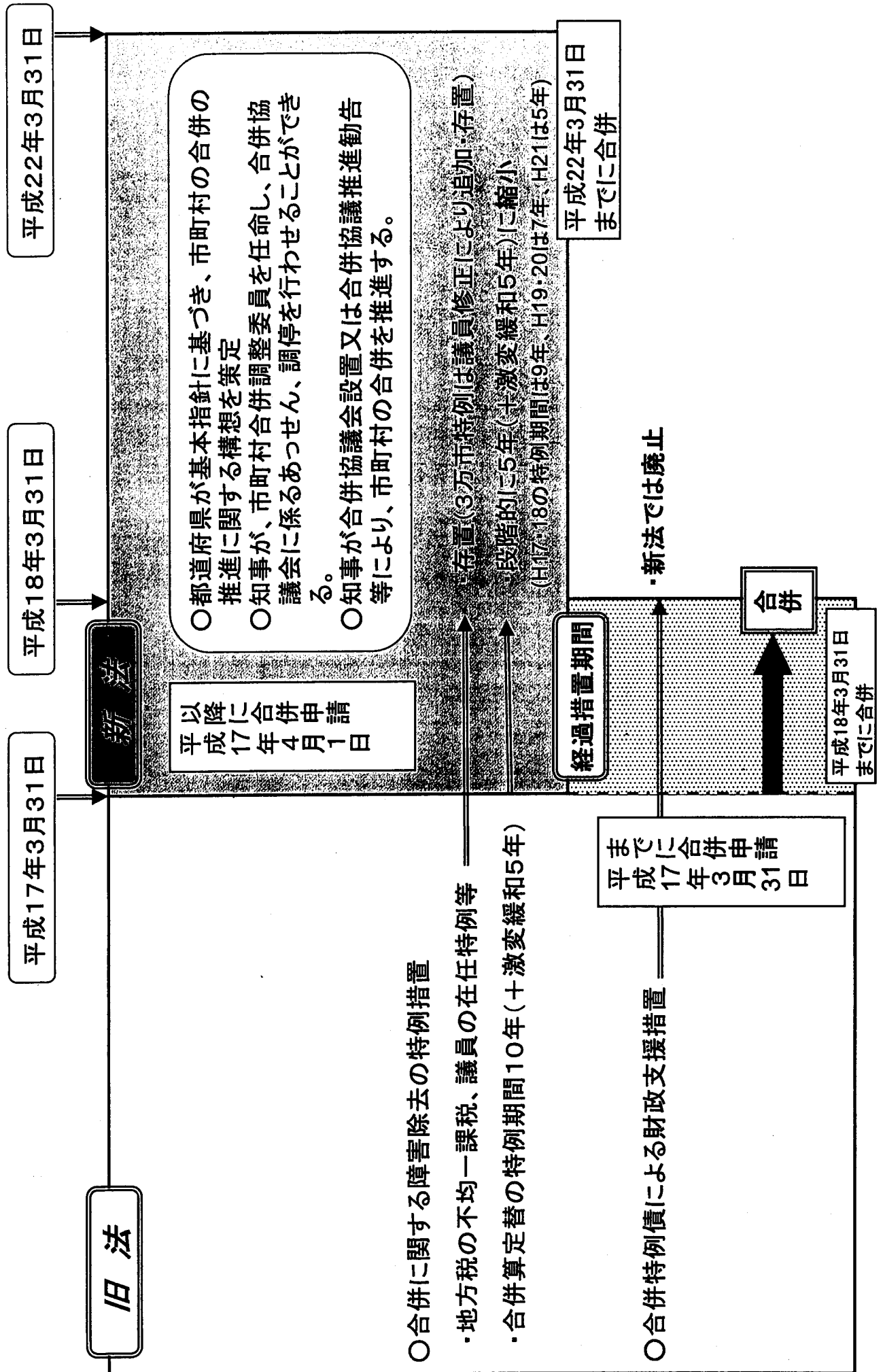
① 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより、一定の経費については支出命令を簡素化できるよう措置する（公共料金のように債務の確定が容易に確認できる経費を想定）。

② 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約（複数年度にわたって締結できる契約で電気、ガス、水の供給等を法律で規定）ができる対象に政令で定める契約を追加する（OA機器のリース契約等を想定）。

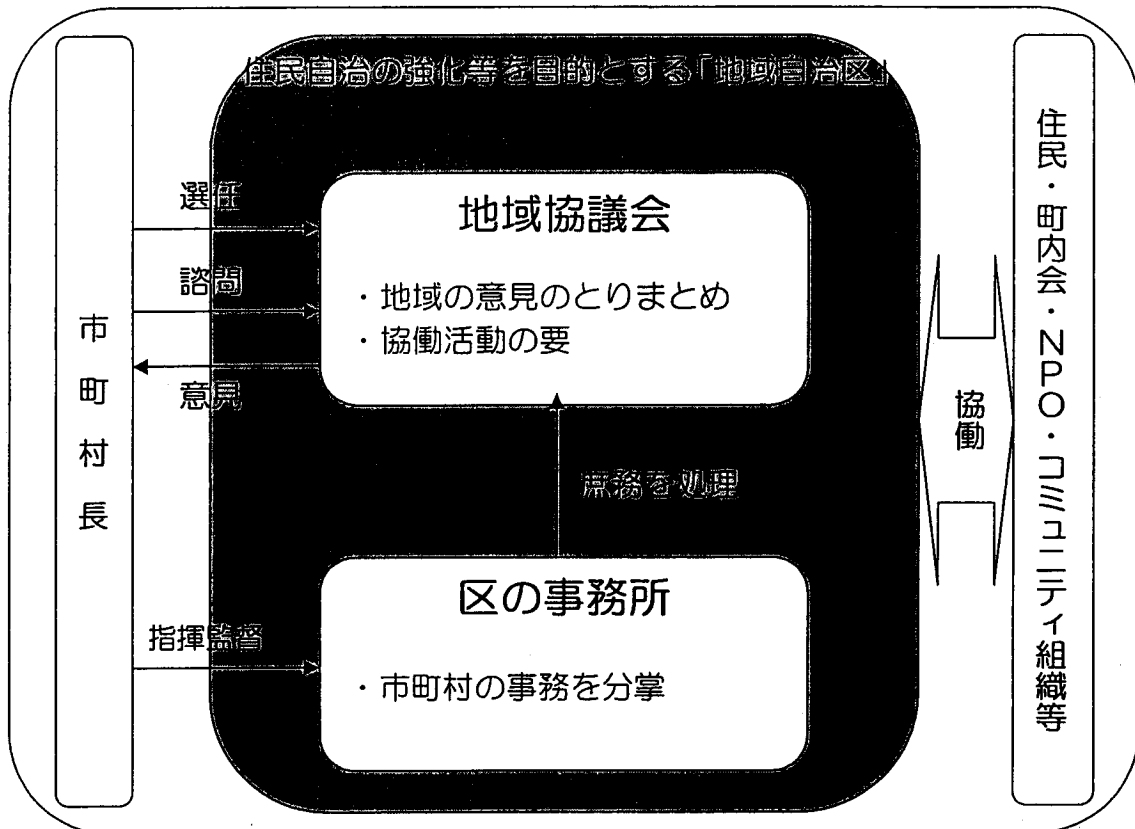
新旧市町村合併法比較表



地域自治区・合併特例区制度

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。〔地方自治法に規定〕

○「地域自治区」のイメージ（法人格を有しない。）



○合併時の特例

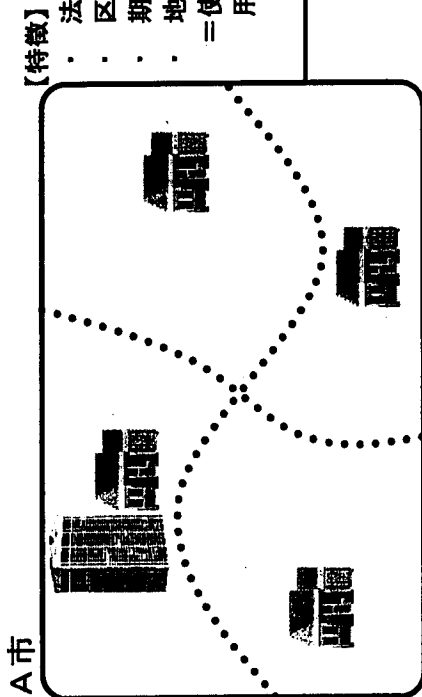
1. 旧市町村単位で設けられる「地域自治区」（法人格を有しない。）
 - ・ 特別職の区長を置くことができる。
 - ・ 住所の表示にはその名称を冠する。（「○○区」のほか、「○○町」、「○○村」と称することも可能である。）
2. 「合併特例区」（法人格を有する。）
 - ・ 旧市町村単位で、一定期間（5年以下）設置できる。
 - ・ 特別職の区長が置かれる。
 - ・ 住所の表示にはその名称を冠する。（「○○区」のほか、「○○町」、「○○村」と称することも可能である。）

〔市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の合併の特例等に関する法律に規定〕

合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ

一般制度

○ 地域自治区の設置



【特徴】

- 法人格：なし
- 区長：置けない
- 区期：なし
- 地域自治区の名称
- =使えない(町字名で用いることは可)

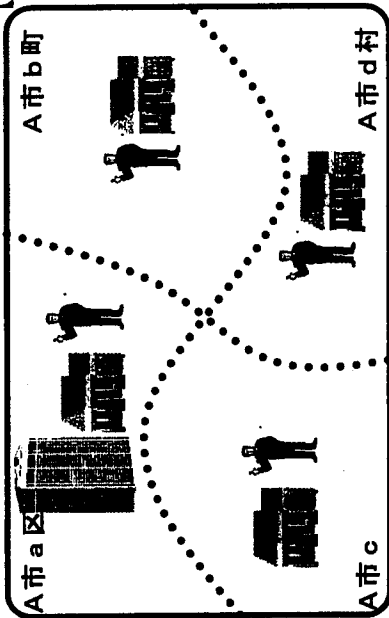
特例

合併時の特例

- ① 合併して一つの市町村となる。
- ② 地域審議会の設置
- ③ 合併に係る地域自治区の設置

【特徴】

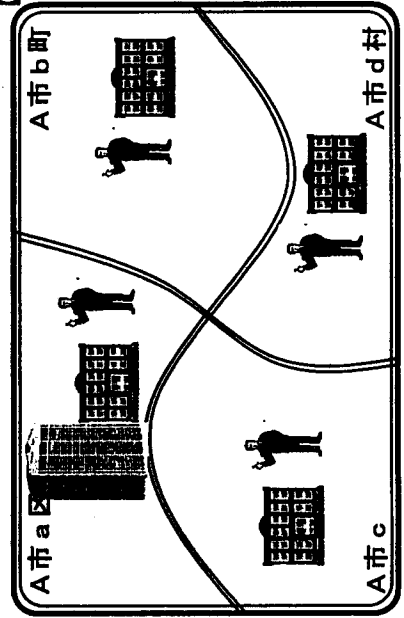
- 法人格：なし
- 区長：置ける
- 区期：市町村の協議で定める期間
- 地域自治区の名称
- =住所の表示に冠するが、名称は自由



④ 合併特例区の設置

【特徴】

- 法人格：あり (特別地方公共団体)
- 区長：置く
- 区期：5年以内で規約で定める期間
- 合併特例区の名称
- =住所の表示に冠するが、名称は自由



平成15年6月27日
閣議決定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

第2部. 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

(1) 三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

① 地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる。

なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。

② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き

上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。

また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。

③効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。

地方財政においては、現在、約17兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

①国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

②地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

また、国・地方を通じた歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、次のとおり取り組む。

- (i) 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

- ・ 国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
 - ・ 地方財政計画計上人員を4万人以上純減
 - ・ 投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
 - ・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制
- (ii) 国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。
- (iii) 現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。
- (iv) 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

③税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配慮し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、フォローアップ（追跡調査）を行いつつ、三位一体の改革を強力に推進する。また、改革を円滑に実現するため、15年度予算における取組の上に立って、来年度予算の中で改革を着実に進める。

(3) 市町村合併の推進

改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を引き続き強力に推進する。

平成16年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
平成16年2月

○ 地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成16年度の地方財政の姿

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ① 地方財政計画の規模 | 84兆6,669億円 (対前年度比△ 1.8%) |
| ② 地方一般歳出 | 68兆1,049億円 (対前年度比△ 2.3%) |
| ※「基本方針2003」に沿って歳出を見直し、抑制 | |
| ③ 地方単独事業(投資) | 13兆4,700億円 (対前年度比△ 9.5%) |
| ④ 一般財源比率 | 60.8% (平 ¹⁵ 60.2%) |
| ⑤ 地方債依存度 | 16.7% (平 ¹⁵ 17.5%) |

II 財源不足(14兆1,498億円)の補てん <平¹⁵ 17兆3,767億円>

(1) 通常収支の不足の補てん(10兆1,723億円) <平¹⁵ 13兆4,457億円>

- ・ 地方財政は、平成6年度以降多額の財源不足が続き、平成8年度以降9年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当
- ・ 平成16年度から平成18年度までの間、同項に基づく制度改正として、財源不足のうち財源対策債等により補てんする額を除く額を国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰入れ(臨時財政対策加算)により、地方負担分については特例地方債(臨時財政対策債)により補てんする措置を講じる。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 地方交付税の増額による補てん措置 | 4兆1,818億円 |
| 一般会計における加算措置(既往法定分等) | 2,942億円 |
| " (臨時財政対策加算) | 3兆8,876億円 |
| ② 臨時財政対策債の発行(※) | 4兆1,905億円 |
| ③ 財源対策債の発行 | 1兆8,000億円 |

(※) 臨時財政対策債のうち、3,029億円は、既往の臨時財政対策債の利払い充当分(2,204億円)及び平成14年度補正対策に伴う発行分(交付税特別会計借入金からの振替分(825億円))である。

(注) 通常収支の不足額(10兆1,723億円)は、交付税特別会計借入金償還額(2兆807億円)繰延後の額である。

(2) 恒久的な減税に伴う減収の補てん(3兆3,296億円) <平¹⁵ 3兆2,437億円>

- | | | |
|------------|-----------|--|
| ① 地方税の減収 | 1兆7,991億円 | → 国のたばこ税の一部の移譲、法人税の交付税率の引上げ、地方特例交付金、減税補てん債により補てん |
| ② 地方交付税の影響 | 1兆5,305億円 | → 交付税特別会計借入金により補てんし、国・地方折半で償還(国負担借入金の利子は一般会計加算により対応) |

(3) 平成15年度税制改正における先行減税に伴う減収の補てん(6,479億円)

<平¹⁵ 6,873億円>

- | | | |
|------------|---------|---|
| ① 地方税の減収 | 3,521億円 | → 減税補てん債(その元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入)の発行により補てんし、後年度の地方税増収により償還 |
| ② 地方交付税の影響 | 2,958億円 | → 交付税特別会計借入金(地方負担)により補てんし、後年度の地方交付税原資の増収により償還 |

Ⅲ 国庫補助負担金改革と税源移譲等による財源措置

(1) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置

- 平成15年度及び平成16年度の国庫補助負担金改革に伴う所要一般財源（(2)の税源移譲予定特例交付金として措置されるものを除く）のうち4,249億円については、所得税の一部を所得譲与税として税源移譲（暫定措置）

○所得譲与税 4,249億円

（これに伴い、平成15年度に講じた国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置（1/2を地方特例交付金、1/2を地方交付税）は廃止）

(2) 税源移譲予定特例交付金による措置

- 義務教育費国庫負担金等のうち、退職手当及び児童手当に係る部分については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から暫定的に一般財源化を行うこととしたうえで、地方の財政運営に支障が生じないよう、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保することとし、税源移譲予定特例交付金により財源措置（暫定措置）

○税源移譲予定特例交付金 2,309億円

Ⅳ 地方交付税総額 16兆8,861億円（1兆1,832億円減、△6.5%）

【内訳】

- | | |
|---|------------|
| ① 地方交付税の法定率分 | 11兆1,560億円 |
| 平成16年度の国税五税の収入見込額の一定割合の額から平成9年度・10年度分精算額（870億円）及び平成14年度分精算額（874億円）を控除 | |
| ② 一般会計における加算措置 | 4兆2,326億円 |
| ○ 既往法定分等（恒久的な減税に係る国負担借入金利子分508億円を含む。） | 3,450億円 |
| ○ 臨時財政対策分 | 3兆8,876億円 |
| ③ 交付税特別会計借入金 | 1兆7,755億円 |
| ○ 恒久的な減税による交付税の影響の補てん分（国・地方折半で償還） | 1兆4,797億円 |
| ○ 先行減税による交付税の影響の補てん分（将来の交付税原資の増収により償還） | 2,958億円 |
| ④ 交付税特別会計借入金償還 | △ 799億円 |
| 平成14年度補正対策による交付税特別会計借入金の1/4を償還（臨時財政対策債へ振替） | |
| ⑤ 交付税特別会計借入金支払利子分 | △ 6,382億円 |
| ⑥ 交付税特別会計剰余金の活用等 | 4,401億円 |
| （参考）地方交付税＋臨時財政対策債 21兆766億円（2兆8,623億円減、△12.0%） | |

Ⅴ 地方債総額 14兆1,448億円（9,270億円減、△6.2%）

交付税の改革

1 地方財政計画歳出の見直し

「基本方針2003」に沿って、地方財政計画の歳出を見直し

① 職員数の削減

「基本方針2003」の目標（平成18年度までに、「地方財政計画計上人員を4万人以上純減」）を踏まえ、教員、警察官等の増員を織り込んだうえで、計画計上人員を全体として1万人程度純減

	削 減	増 員	全 体
職員増減	▲16,000程度	+6,000程度 (教員・警察官等)	▲10,000程度

② 一般行政経費（単独）の抑制

「基本方針2003」の目標（平成18年度までに、「現在の水準以下に抑制」）を踏まえ、市町村合併の促進のための経費、治安維持に要する経費等の増をも織り込んだうえで、自助努力による効率的な行財政運営を前提に前年度以下の水準に抑制

▲0.3%（3年連続しての対前年度比マイナス）

③ 投資的経費（単独）の減額

「基本方針2003」の目標（平成18年度までに、「平成2～3年度の水準（12兆7千億円程度）を目安に抑制」）を前倒して実施

▲9.5%（5年連続しての対前年度比マイナス）

上記のような取組により、歳出全体を抑制（△1.5兆円）

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
地方財政 計 画	▲1.8% (3年連続しての対前年度マイナス)	▲2.3% (5年連続しての対前年度マイナス)

2 歳入の確保

地方税等の増収、事業量確保のための地方債の活用等により歳入の確保（1.9兆円）

3 財源不足額の圧縮（通常収支）

13.4兆円→10.2兆円（△3.3兆円、△約25%）

4 地方交付税総額の抑制

18兆693億円→約16兆8,900億円

（対前年度比約△1兆1,800億円、△6.5%）

5 算定の改革

① 大幅な簡素化・中立化

- ・ 都道府県分の補正係数を3年間で半減する。
- ・ 都道府県分の事業費補正（公共事業等の事業量を反映する補正）について、災害・沖縄・公害防止関係等を除き、原則廃止する。
- ・ 市町村分についても、逐次見直す。

② 効率的な行政運営を促す算定

- ・ 段階補正（小規模団体の割増し）について、現在行っている見直し（平14年度～16年度）に加えて、平成17年度から、効率的な運営を前提とした更なる見直しを行う。
- ・ 単位費用の算定にあたり、ゴミ・し尿収集等について、アウトソーシングによる効率化を反映する。

市 町 村 合 併 推 進

平成12年12月に閣議決定された行政改革大綱により、市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、国、都道府県、市町村が一体となって、自主的な市町村の合併をより一層強力に推進できるよう必要な財政措置を講じる。

平成16年度事業費 7,800億円程度

- 【ソフト事業】 1,800億円程度
- 1 市町村合併推進経費 1,450億円程度
 - 〈合併前〉
 - 合併準備等の経費に対する交付税措置（合併協議会への負担金等、合併前に要する電算システム統一等の経費に対する財政措置）
 - 合併準備補助金（法定合併協議会の構成市町村を対象に市町村建設計画の作成等に要する経費に対する補助金）
 - 〈合併後〉
 - 合併直後の臨時的経費に対する交付税措置（コミュニティ施設整備など新たなまちづくり・公共料金格差是正・公債費負担格差是正・土地開発公社の経営健全化等合併後の需要に対する財政措置）
 - 合併支援のための公債費負担の平準化措置（合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う補償金に対する交付税措置）
 - 合併市町村補助金（市町村建設計画に位置付けられた事業に対する補助金）
 - 2 都道府県の行う合併支援等 350億円程度
 - 都道府県事業に対する交付税措置
 - ・ 合併支援・助成事業（合併重点支援地域及び合併市町村の行う事業に対して支援・助成等）
 - ・ 合併推進・啓発事業（合併のための調査研究・啓発事業等）
- 【ハード事業】 6,000億円程度
- 合併特例事業
- 1 市町村事業
 - 合併重点支援地域において合併に係る複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業
 - 合併後の市町村におけるまちづくりのための公共的施設の整備事業（合併に伴い特に必要となる地方公営企業に係る事業を含む）及び基金造成事業
 - 2 都道府県事業
 - 合併重点支援地域等において都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路、街路、農道等の整備事業

担当 合併推進課・市町村課 藤井、百武、須能
(内線) 5516